

ペデスタルコンクリート構造に関わる鉄鋼材料  
に関する文献調査

仕様書

## 1. 一般仕様

### 1.1. 件名

「ペDESTALコンクリート構造に関わる鉄鋼材料に関する文献調査」

### 1.2. 目的及び概要

福島 1F 事故後の調査において、1 号炉内のペDESTALコンクリートが損傷していることが明らかとなった。今後実施される廃炉作業を進めるにあたっては、コンクリート中の鉄筋をはじめとするペDESTALコンクリート周辺に配する鉄鋼材料に対する材料特性を評価する必要がある。そのためには、ペDESTALコンクリート構造周辺の鉄鋼材料に関して、材料情報をはじめとした材料特性についての知見を集約し分析することが重要である。

本仕様書は、ペDESTALコンクリート構造に関わる鉄鋼材料に関する材料特性や材料試験を実施した研究報告に関する文献を収集・調査等について定めるものである。

### 1.3. 契約範囲

- 1) ペDESTALコンクリート構造に関わる鉄鋼材料に関する文献調査
- 2) 1) にて抽出した文献から鉄鋼材料の高温特性、クリープ特性、組織変化及び応力に関する情報整理
- 3) 報告書の作成
  - ① 1) にて抽出した文献に対し A41 枚程度に要点をまとめる
  - ② 2) にて調査した内容を記載する

### 1.4. 納期

令和 9 年 1 月 29 日（金）

### 1.5. 納入場所及び納入条件

#### 1.5.1. 納入場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全研究センター 経年劣化研究グループ  
(原子力科学研究所 安全研究棟 西 321 号室)

#### 1.5.2. 納入条件

持込渡し、郵送等

### 1.6. 検収条件

1.7 で定める提出物が全て納入され、その内容が本仕様書の記載事項に合致していることを原子力機構が確認した時をもって、検収合格とする。

### 1.7. 提出物

#### 1.7.1. 提出図書等

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| (1) 作業報告書（A4 版印刷物）         | 1 部     |
| (2) 作業報告書（電子記録媒体（DVD-R 等）） | 2 部     |
| (3) その他機構が必要とする書類          | 詳細は別途協議 |

#### 1.7.2. 提出先

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全研究センター 経年劣化研究グループ  
(原子力科学研究所 安全研究棟 西 321 号室)

#### 1.7.3. 報告書

報告書はワードプロセッサ (MS Word) 形式、A4 サイズを原則とし、図表等は A3 サイズの折込も可とする。

#### 1.8. 貸与品

本作業の実施にあたり、調査に必要な資料及び打合わせ等により必要と認められる原子力機構保有の図書、書類等は無償で貸与する。なお、受注者はこれら貸与品を本作業の実施以外の目的には使用せず、また、本作業終了時には、速やかに原子力機構に返却すること。

#### 1.9. 機密保持

受注者及び作業担当者は、本作業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

#### 1.10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 1.11. 協議

本作業を円滑に遂行するため、必要に応じて協議・打合せするものとする。この協議・打合せの主要な内容は議事録として、打合せ後の2週間以内に提出すること。また、本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

#### 1.12. 特記事項

##### 1.12.1. 成果物の帰属等

この業務により作成された目的物に係わる著作権その他この目的物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡 貸与及び二次的著作物の利用を含む）に関する一切の権利は原子力機構に帰属するものとする。

##### 1.12.2. 成果物の公開

受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

##### 1.12.3. 権利義務の継承

受注者は、合併又は分割等により本契約に係る権利義務を他社へ承継しようとする

る場合には、事前に原子力機構（契約請求元）へ照会し、了解を得るものとする。

#### 1.13. 検査員

検査員

（１）一般検査 管財担当課長